

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和8年8月31日事務局長裁定)

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学公用車の運行管理に関する要項（平成16年4月1日事務局長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
(略) (管理責任者) 第3 本学に，公用車の現況を常に把握し，適正かつ効率的な運用及び管理を図るとともに，公用車を運転する者（以下「運転者」という。）を指導・監督するため管理責任者を置き，財務課長をもって充てる。 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は，令和8年8月31日から施行し，令和8年4月1日から適用する。</u> (略) 【改正理由】 令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。	(略) (管理責任者) 第3 本学に，公用車の現況を常に把握し，適正かつ効率的な運用及び管理を図るとともに，公用車を運転する者（以下「運転者」という。）を指導・監督するため管理責任者を置き，財務課長をもって充てる。<u>ただし，患者搬送車及びドクターカーに関する管理責任者については，経営企画課長をもって充てる。</u> (略) (略)